

大学院医学研究科長のメッセージ

アドミッション・カリキュラム・ディプロマ ポリシー

大学院学則

大学院医学研究科博士課程学科目および単位数

大学院医学研究科博士課程授業構成

大学院医学研究科博士課程単位履修要項

学位論文申請

大学院医学研究科博士課程年間予定表

加入保険等

# 大学院医学研究科長のメッセージ

研究科長 宮澤 啓介

本学の大学院教育の社会的役割は、これからの医療福祉の向上に貢献するための研究者ならびに研究指導者の育成にあります。私から皆さんに、本学の大学院課程で学んでほしいことは次の二点に尽きます。もし、この二点が着実に達成されたならば、本学の大学院教育は十分にその社会的役割を果たしたといっても過言ではありません。

一つ目は「研究の醍醐味」を自ら体感してほしいことです。研究活動を通じて生命科学の真髄に触れた瞬間の胸躍る感動、独自の仮説を努力の末に自らの手で実証できた時の達成感、今世界中でこの真理に接しているのは唯一自分だけであるという知的満足感。仮にどんなに些細な発見であっても、自分自身が実感できたならば、それはきっと皆さんの生涯の「宝」となるはずです。何故なら、この研究で味わう醍醐味こそが、これから研究活動を継続していく上での最大のモチベーションになるからです。しかし、これを経験することは口で言う程容易なことではありません。研究活動は先の見えない地道な作業です。指導教員達が熟慮を重ねて皆さんに提供する研究テーマも、期待通りの結果が得られないことが多々あります。ただし、皆さんが根気よく日々の実験に臨み、実験結果に対して真摯に向き合えば、この醍醐味を味わえる確率はかなり高くなると私は信じています。特に、用意周到な準備のもとで慎重に行った実験で、作業仮説と真逆の結果が得られた時はチャンスです。どうかその予想外の結果を安易に捨て去ることなく、先入観のない曇りのない眼で大切に扱ってほしいと思います。何故なら、それが既存の概念を覆す大きな「発見」に繋がる可能性があるからです。

二つ目は「研究者としての責任」を自覚してほしいということです。私たちの研究活動は、当然ながら生命科学の真理を探究する行為として社会から信頼されています。丁度、医師が患者に対して常に最善を尽くすことを社会から期待されているのと同様です。その信頼を裏切る行為は絶対に行わないことが研究に携わる者の責任です。また、研究成果は「論文」として発表することで、多くの研究者達の目に触れ、批判・吟味されるプロセスを経て真の知的財産として昇華されます。得られた新たな知見は、必ず論文として発表することも大切な研究者の責任の一つです。そして論文を作成する際にも、結果に対して誠実にあり続けることが大切です。捏造や改ざんは論外ですが、再現性に乏しい不確実な結果を強引に発表することは、その後続く多くの研究者達の検証実験のための時間を浪費させるばかりか、科学に対する社会からの信頼自体を揺るがす問題へと波及することさえあります。仮に、「現象の記載」に留まる小さな論文であっても、客観的で確固たる真理の記述であれ

ば、日々ブラッシュアップされ、やがては大きなサイエンスへと発展する可能性もあります。このように研究者に求められる責任とは、生命現象に対して終始一貫して偽ることなく誠実であり続けることだと思います、また、この「責任」は、今後皆さんが指導者となった時に、皆さんが担当する学生達や次世代の研究者たちにも継承されるべきものだと信じています。

これからの本学での大学院課程で、是非この二点を身につけていただきたいと思います。また、私達指導教員一同も、皆さんと共に研究活動を通して、さらに成長していくことを願っています。本学の大学院は、単に学位を授与し、取得することが目的ではなく、教員、学生を問わず共に研究者あるいは指導者として研鑽を積む「学びの場」として在り続けたいと思います。ここに集う皆さんが、本学の建学の精神である「自主自学」を胸に刻み、それぞれの社会活動の場でリーダーとして活躍されることを大いに期待しています。

## 博士課程各ポリシー

### 1) アドミッションポリシー

本学の校是である「正義・友愛・奉仕」の精神をもち、自ら積極的に学び(自主自学)、高度先進医学・医療を推進し、地域社会や国際社会でリーダーシップを発揮できる人材養成を目的としている。本学の理念・目標の実現に向け、以下のような人を求めている。

1. 次世代の医学・医療に対して深い関心をもち、能動的に学び・実践する能力を有している人
2. 倫理観を有し、積極性・協調性・コミュニケーション能力などが優れている人
3. 科学的な思考と公正な評価ができる人
4. 地域社会や国際社会でリーダーシップを発揮できる能力を有している人

### 2) カリキュラムポリシー

本学の理念・目標の実現に向けて、4年間を通じた体系的な大学院教育プログラムを編成している。専門科目では、当該領域における知識や技術を習得させること、討論、および学会参加などを通して、研究テーマに即した指導を行う。

全領域に横断的な内容を扱う共通科目およびコースワークを配置している。大学院生はコースワークを選択し、関連研究内容に関する幅広い知識や考え方、研究技能を身につける。

共通科目では、研究の推進に必要な不可欠な医学倫理、医学統計、コミュニケーション、グラント申請などを習得する。専門科目、コースワーク、および共通科目を組織的に展開することにより、自立して研究・診療を推進できる人材を育成する。

1. 当該領域における知識や技術を習得させるとともに、討論、学会参加などを通して、研究テーマに即した指導を行う。
2. 自らの研究内容を発表すると共に、他の学生や専門教員の発表を聴講、討論する中で、幅広い知識や考え方を身につける。
3. コースワークの選択により(専門分野の研究室枠を越えて)当該領域の基本的研究技能を効率的に習得する。
4. 研究の推進に必要な不可欠な医学倫理、医学統計、医学英語のプレゼンテーションスキル、グラント申請などを習得する。
5. 専門科目、コースワーク、および共通科目を組織的に展開することにより、研究倫理に則り自立して基礎・臨床研究を推進できる人材を育成する。

### 3) ディプロマポリシー

大学院医学研究科が定める所定の期間在学し、開講されている授業科目を履修し修了要件以上の単位数を修得し、研究科が行う最終試験および博士論文審査を受け、医学研究科委員会で合格と認定された者に学位を授与する。

1. 研究の背景・目的の意義を論理的に説明できる。
2. 研究方法の科学的な正当性をよく理解し、説明できる。
3. 研究結果を論理的に解釈し、考察、結論できる。
4. 当該研究を自ら計画し、研究倫理に則り主体的に取り組むことができる。
5. 専攻分野の普遍的および最新の知識が十分である。
6. 論理的に思考し、質疑応答する能力がある。

# 東京医科大学大学院学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 東京医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、先端的な研究の高度化を推進し、新しい時代に即応した人材を育成することを目的とする。

### (課程)

第2条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、学術の理論及び応用を教授し、創造性、活力、人間性豊かな総合判断力、かつ国際的な視点を有し、医学の発展を通して人類に貢献・寄与しうる指導力を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

### (研究科及び専攻)

第3条 本大学院に、医学研究科（以下「研究科」という。）を設け、次の専攻を置く。

#### (1) 医科学専攻

医科学専攻は、基礎医科学分野の知識を統合的に習得させ、医科学研究を実践することで、多様な医学・医療関連の分野で活躍できる医学研究者及び医学研究に関連する業務に携わる人材を養成する。

#### (2) 形態系専攻

形態系専攻は、人体構造学、組織・神経解剖学、人体病理学、分子病理学及び微生物学の5分野からなり、人体の臓器、組織の解剖学的研究、疾患に対する病理学的アプローチまで主に形態学的観点から人体の構造と病態の解明に取組み、基礎及び臨床医学の発展に寄与できる能力を有する人材を養成する。

#### (3) 機能系専攻

機能系専攻は、細胞生理学、病態生理学、生化学、薬理学、免疫学及び免疫制御学の6分野からなり薬物の生体に与える作用機序の解明、中枢神経系への生理学的アプローチ、免疫反応の仕組みなど生体機能、生体防御に関わる研究を行い、研究指導者や大学等の教員となりうる人材を養成する。

#### (4) 社会医学系専攻

社会医学系専攻は、公衆衛生学、健康増進スポーツ医学、法医学、医療の質・安全管理学及び医学教育学の5分野からなり、疫学的研究、心身の健康維持、医療事故の現状と予防対策を構築できる人材を養成するとともに、新しい教育の開発や導入、教育活動の改革を促進できる能力を養成する。

(5) 内科系専攻

内科系専攻は、血液内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌・リウマチ・膠原病内科学、神経学、消化器内科学、消化器内視鏡学、内科系、精神医学、小児科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、高齢総合医学、腎臓内科学、総合診療医学及び渡航者医療学の 17 分野からなり、各分野の医療を実践できる専門医認定医と高度な水準の医学研究に基づいた研究マインドと指導力を兼ね備えた研究指導者を養成する。

(6) 外科系専攻

外科系専攻は、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、心臓血管外科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、消化器外科・移植外科学、整形外科学、眼科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、口腔外科学、形成外科学及び救急・災害医学の 16 分野からなり、疾病に対して観血的手技を用いて人体の回復を図ることが中心となる。したがって、外科学的な基本知識と技能を学び、その知識、技能を基に実践につながる応用力、未解明分野を研究する臨床医及び研究指導者を養成する。

(7) 社会人大学院・臨床研究系専攻

社会人大学院・臨床研究系専攻は、血液内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌・リウマチ・膠原病内科学、神経学、消化器内科学、消化器内視鏡学、内科系、精神医学、小児科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、高齢総合医学、腎臓内科学、総合診療医学、渡航者医療学、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、心臓血管外科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、消化器外科・移植外科学、整形外科学、眼科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、口腔外科学、形成外科学及び救急・災害医学の 33 分野からなり、優秀な人材を求めため広く社会に門戸を開き、優秀な臨床医及び研究指導者を養成する。

(8) 社会人大学院・研究系専攻

社会人大学院・研究系専攻は、人体構造学、組織・神経解剖学、人体病理学、分子病理学、微生物学、細胞生理学、病態生理学、生化学、薬理学、免疫学、免疫制御学、公衆衛生学、健康増進スポーツ医学、法医学、医療の質・安全管理学及び医学教育学の 16 分野からなり優秀な人材を求めため広く社会に門戸を開き、優秀な医学教育者及び研究指導者を養成する。

(学生定員)

第 4 条 医学研究科の各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課 程	専 攻 名	入学定員	収容定員
修士課程	医科学専攻	10名	20名
博士課程	形態系専攻	10名	40名
	機能系専攻	10名	40名
	社会医学系専攻	4名	16名
	内科系専攻	10名	40名
	外科系専攻	10名	40名
	社会人大学院・臨床研究系専攻	20名	80名
	社会人大学院・研究系専攻	4名	16名
	小 計	68名	272名
	合 計	78名	292名

## 第2章 修業年限、在学年限、学年及び学期等

(修業年限)

第5条 標準修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては4年とする。

(在学年限)

第6条 在学年限は、修士課程にあつては4年を、博士課程にあつては8年を超えることはできない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日は、東京医科大学学則（以下「大学学則」という。）第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

## 第3章 教育方法、授業科目及び単位並びに履修方法等

(教育方法)

第8条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(授業科目及び単位)

第9条 医科学専攻の授業科目及び単位等は、別表1の1及び1の2のとおりとする。

2 第3条第2号から第8号までの各専攻の授業科目及び単位等は、別表2の1及び2の2のとおりとする。

(履修方法等)

第10条 本大学院における研究指導の内容及び履修方法等は、別に定める。

(成績の評価)

第11条 成績の評価は、A・B・C・Dの4種とし、A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第12条 本大学院の教育上特に有益と認めるときは、他の大学院、研究所等の長と協議のうえ、学生に当該大学院、研究所等における授業科目の授業又は研究指導を受けさせることができる。

ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受けさせることができる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により修得した授業科目及び単位については、修士課程においては4単位を超えない範囲で、博士課程においては8単位を超えない範囲で、本大学院において相当する授業科目及び単位を修得したものとみなすことができる。

#### 第4章 課程修了要件及び学位

(課程の修了要件)

**第13条** 修士課程の修了要件は、本大学院修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学年数に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、本大学院博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学年数に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定及び成績評価)

**第14条** 課程修了の認定は、研究科長が行う。

- 2 学位論文の審査及び最終試験の成績評価は、第49条に定める研究科委員会の審査に基づいて、研究科長が行う。
- 3 科目試験、学位論文の審査及び最終試験の成績評価の基準は、研究科委員会の定めるところによる。

(学位授与)

**第15条** 学長は、修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を、博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位を授与する。

**第16条** 第13条第2項及び前条(修士課程に係る部分を除く。)の規定により学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、その審査及び試験等に合格した者に対しても、博士(医学)の学位を授与することができる。

**第17条** 学位の授与に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 入学、再入学及び転入学

(入学資格)

**第18条** 修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程を修了した者で、高度専門士の称号を授与されたもの
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外



国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 昭和 28 年文部省告示第 5 号をもって文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第 68 条の 2 第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

2 博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学（6 年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の課程。以下この項において同じ。）を卒業した者
- (2) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 昭和 30 年文部省告示第 39 号をもって文部科学大臣の指定した者
- (8) 平成元年文部省告示第 118 号をもって文部科学大臣の指定した者
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

（入学の時期）

**第 19 条** 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

（入学の出願）

**第 20 条** 大学院の入学志願者は、所定の入学願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて、指定する期日までに本学に願出しなければならない。

（入学者の選考）

**第 21 条** 入学者の選考は、論文審査、面接、その他の方法による。

2 その他入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

（入学手続）

**第 22 条** 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金及び授業料を納入するとともに所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

（入学の許可）

第 23 条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

(再入学)

第 24 条 本大学院を中途において退学した者で、再び同一専攻に入学を志願する者には、退学後 2 年以内に限り、これを許可することがある。

2 再入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会において決定する。

(転入学)

第 25 条 他の大学院の学生が本大学院に転入学しようとするときは、当該大学院設置の大学の学長又は所属研究科長の紹介状を添えて、学長に転入学願を提出しなければならない。

2 前項の願い出があったときは、欠員ある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

3 転入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会において決定する。

## 第 6 章 休学、転学、退学及び除籍等

(休学)

第 26 条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き 3 か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 27 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に 1 年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、修士課程にあっては通算して 2 年、博士課程にあっては通算し 3 年を超えることができない。

3 休学の期間は、修業年限並びに在学年限に算入しない。

(復学)

第 28 条 休学期間が満了するとき、及び休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署のうえ、所定の復学願を学長に提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 疾病が治癒して復学する者は、本大学病院の健康診断書を、その他の場合は、その事由が解消された証明書又は理由書を添付しなければならない。

(転学)

第 29 条 本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第 30 条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の様式により学長

に願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、学生が疾病その他の事由で成業の見込みがないと認めるときは、退学を命ずることができる。

(除 籍)

**第 31 条** 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 6 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 27 条第 2 項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

### 第 7 章 専攻の変更

(変 更)

**第 32 条** 博士課程の専攻の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合は、学長が専攻の変更を許可することがある。

**第 33 条** 専攻を変更した後の在学すべき年限及び既修得単位の認定等については、当該学生の履修状況等を勘案して、学長が決定する。

- 2 前項により修業年限を変更された場合であっても、第 6 条に定める博士課程の在学年限を超えることができない。

### 第 8 章 表彰及び懲戒

(表 彰)

**第 34 条** 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲 戒)

**第 35 条** 学長は、学生が大学院学則その他の規程に違反し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒は、情状により戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由なくして出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が 3 か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。
- 5 懲戒に関する手続きは、別に定める。

### 第 9 章 研究生、専攻生、聴講生、委託生及び外国人留学生

(研究生及び専攻生)

第 36 条 本大学院において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生及び専攻生として入学を許可することがある。

2 研究生及び専攻生を志願することのできる者は、大学（6 年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の課程）卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 その他、研究生及び専攻生に関して必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第 37 条 特定の授業科目の聴講を願い出る者のあるときは、教育に支障がない限り、聴講生として入学を許可することがある。

2 その他、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

（委託生）

第 38 条 官庁又は公共団体等から 1 学期以上を在学期間とし、学修する授業科目を指定して教育の委託の願い出のあるときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

2 その他、委託生に関して必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第 39 条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

2 その他、外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 入学考査料及び学生納付金

（入学考査料及び学生納付金）

第 40 条 入学考査料及び学生納付金の額は、別表 3 のとおりとする。

2 学生納付金は、次の前期の所定の期日までに全納するか、又は次の 2 期の所定の期日までに等分して納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。

前期 4 月 30 日まで

後期 10 月 31 日まで

3 停学の懲戒を受けた者に係る学生納付金は、停学期間中であってもこれを徴収する。

4 休学を許可された者に係る学生納付金は、事情により減免することがある。

5 前項の減免に当たっては、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

6 学年の中途において退学し、転学し、又は退学を命ぜられた者であっても、当該年度の学生納付金を納めなければならない。

7 学生納付金の滞納者は、納入後でなければ単位認定のための試験を受けることができない。

（免除等）

第 41 条 学業優秀である者又は経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除することがある。

2 再入学者の入学金は、免除することがある。

(研究生、専攻生、聴講生及び委託生の入学考査料及び学生納付金)

**第 42 条** 研究生、専攻生、聴講生及び委託生の入学考査料及び学生納付金の額は、別表 4 のとおりとする。

(授業料等の返還)

**第 43 条** 納付した入学考査料及び学生納付金は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学辞退を届け出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除き授業料等を返還することがある。

(奨学生)

**第 44 条** 品行方正で学力優秀な学生で、他の学生の模範となると認められた学生を奨学生とすることがある。

2 奨学生に対しては、授業料の額の一部を給付するものとする。

### 第 11 章 職員組織

(研究科長、専攻主任、教育職員等)

**第 45 条** 本大学院の医学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を統括する。

3 研究科長は、学長がこれを兼ねることができる。

**第 46 条** 医学研究科の各専攻に、専攻主任を置く。

2 専攻主任は、当該専攻を統括する。

**第 47 条** 本大学院における研究指導は、東京医科大学大学院医学研究科教員選考基準の定めた研究指導教員、研究指導補助教員が行う。

2 本大学院における授業は、東京医科大学大学院医学研究科教員選考基準の定めた授業担当員がおこなう。

(事務職員)

**第 48 条** 本大学院の事務を処理するため、事務職員若干名を置く。

### 第 12 章 運営組織

(医学研究科委員会)

**第 49 条** 研究科に、医学研究科委員会を置く。

2 医学研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 大学院学則その他大学院に係る規程等の制定、改廃に関する事項
- (2) 本大学院の組織の設置及び改廃に関する事項
- (3) 入学、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
- (4) 課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (5) 入学試験に関する事項

- (6) 学生の試験及び評価に関する事項
- (7) 教育課程の編成に関する事項
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - (1) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
  - (2) 学生の厚生補導に関する事項
  - (3) 本大学院に係る教育職員の選出に関する事項
  - (4) 学生納付金の減免に関する事項
  - (5) その他、本大学院の教育・研究に関する重要事項
- 4 その他、医学研究科委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。  
(委員会)

第 50 条 研究科委員会は、必要に応じて委員会を設けることができる。

- 2 研究科委員会に置く委員会に関する事項は、別に定める。

#### 第 13 章 研究指導施設

第 51 条 本大学院に、学生研究室及び実験実習室を置く。

- 2 学部及び附属施設の施設は、必要に応じ大学院の学生の研究及び指導のために用いる。

#### 第 14 章 補 則

第 52 条 この学則に定めるもののほか、この学則の実施のために必要な規程等は、別に定める。

## 教 育 課 程 表

(医学研究科博士課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			備 考	
			必 修	選 択	講 義	演 習	実験 実習		
基礎科目	共通基礎特講	1	1		○			基礎系のみ	
	共通基礎特実	1		1			○		
	小計 (2科目)	—	1	1	—				
共通科目Ⅰ	医学英語コミュニケーション	1～3	0.5		○			医学学会総会出席	
	先端医科学特講	1～3	0.5		○				
	特別必修Ⅰ	1～3	1			○			
	医療統計学特講	1～3		2	○				
	医学研究における法と倫理特講	1～3		1	○				
	特別選択Ⅰ	1～3		2		○			内外の研究会、学位公開審査会出席、 学外学会出席等
	小計 (6科目)	—	2	5	—				
専門科目	形態系専攻	人体構造学	1～3	5		○		専門科目は1科目18単位以上取得	
		組織・神経解剖学	1～3	13			○		
		人体病理学	1～3	5		○			
		分子病理学	1～3	13			○		
		微生物学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
	機能系専攻	細胞生理学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
		病態生理学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
		生化学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
	社会医学系専攻	薬理学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
		免疫学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
		公衆衛生学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
	内科系専攻	健康増進スポーツ医学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
		法医学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
		医療の質・安全管理学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
		医学教育学	1～3	5		○			
			1～3	13			○		
		血液・呼吸器内科学	1～3	5		○			
			1～3	13	1		○		
		循環器内科学	1～3	5		○			
			1～3	13	1		○		
糖尿病・代謝・内分泌・膠原病 ・アレルギー・神経内科学	1～3	5		○					
	1～3	13	1		○				
消化器内科学	1～3	5		○					
	1～3	13	1		○				
呼吸器内科学・代謝内科学	1～3	5		○					
	1～3	13	1		○				
精神医学	1～3	5		○					
	1～3	13	1		○				
小児科学	1～3	5		○					
	1～3	13	1		○				
科目	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			備 考	

区分			必修	選択	講義	演習	実験 実習	
専門科目	内科系専攻	皮膚科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		放射線医学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		臨床検査医学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		加齢医学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
	外科系専攻	呼吸器・甲状腺外科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		心臓・血管外科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		消化器外科学・小児外科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		消化器外科学・一般外科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		消化器外科学・移植外科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		整形外科	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		眼科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		泌尿器科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
		耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	1~3	5		○		
			1~3	13	1			○
	産科婦人科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
	麻酔科学・生体侵襲制御学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
	脳神経外科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
	口腔外科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
	形成外科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
緊急・災害医学	1~3	5		○				
	1~3	13	1			○		
社会人大学院・臨床研究系	血液・呼吸器内科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
	循環器内科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
	糖尿病・代謝・内分泌・膠原病 ・アレルギー・神経内科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
	消化器内科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
	呼吸器内科学・代謝内科学	1~3	5		○			
		1~3	13	1			○	
精神医学	1~3	5		○				
	1~3	13	1			○		
小児科学	1~3	5		○				
	1~3	13	1			○		
皮膚科学	1~3	5		○				
	1~3	13	1			○		
放射線医学	1~3	5		○				
	1~3	13	1			○		
臨床検査医学	1~3	5		○				
	1~3	13	1			○		

専門科目は1科目18単位以上取得



専 門 科 目	社会人大学院・臨床研究系	加齢医学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		呼吸器・甲状腺外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		心臓・血管外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		消化器外科学・小児外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		消化器外科学・一般外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		消化器外科学・移植外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		整形外科	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		眼科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		泌尿器科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		産科婦人科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		麻酔科学・生体侵襲制御学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		脳神経外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		口腔外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		形成外科学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		緊急・災害医学	1～3 1～3	5 13	1	○	○	
		社会人大学院・研究系	人体構造学	1～3 1～3	5 13		○	○
			組織・神経解剖学	1～3 1～3	5 13		○	○
			人体病理学	1～3 1～3	5 13		○	○
			分子病理学	1～3 1～3	5 13		○	○
			微生物学	1～3 1～3	5 13		○	○
			細胞生理学	1～3 1～3	5 13		○	○
			病態生理学	1～3 1～3	5 13		○	○
			生化学	1～3 1～3	5 13		○	○
			薬理学	1～3 1～3	5 13		○	○
			免疫学	1～3 1～3	5 13		○	○
			公衆衛生学	1～3 1～3	5 13		○	○
			健康増進スポーツ医学	1～3 1～3	5 13		○	○
			法医学	1～3 1～3	5 13		○	○

専門科目は1科目18単位以上取得

専門科目	社会人大学院・研究系	医療の質・安全管理学	1~3	5		○		専門科目は1科目18単位以上取得
			1~3	13			○	
		医学教育学	1~3	5		○		
			1~3	13			○	
	小計 (1科目)	—	18	1		—		
共通科目Ⅱ	特別必修Ⅱ	1~3	1			○		学外学会発表：筆頭演者
	特別必修Ⅲ	3~4	1			○		医学会総会発表
	特別選択Ⅱ	1~3		0.5		○		邦文論文発表（共著者：2論文以上）
	特別選択Ⅲ	1~3		0.5		○		英文論文発表（共著者：1論文以上）
	特別選択Ⅳ	1~3		1		○		学外学会発表：共同演者
	学位論文作成	1~3	3			○		
	小計 (6科目)	—	5	2		—		
	合計 (15科目)	—	26	9以上		—		
修了要件及び履修方法								
基礎科目から1単位以上、共通科目Ⅰから4単位以上、専門科目18単位以上、共通科目Ⅱから6単位以上を修得し、計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。								
備 考								
○次世代型がん低侵襲治療専門医育成コース及び総合臨床腫瘍医育成コースについては、別に定める。								

別表3 医学研究科入学考査料及び学生納付金（第40条関係）

課程	専攻名	学年	入学考査料	学生納付金		計
				入学金	授業料	
修士課程	医科学専攻	—	10,000円	—	—	—
		1年次	—	100,000円	400,000円	500,000円
		2年次	—	—	400,000円	400,000円
博士課程	形態系専攻、機能系専攻、 社会医学系専攻、内科系専攻、 外科系専攻、 社会人大学院・臨床研究系専攻、 社会人大学院・研究系専攻	—	10,000円	—	—	—
		1年次	—	100,000円	400,000円	500,000円
		2年次	—	—	400,000円	400,000円
		3年次	—	—	400,000円	400,000円
		4年次	—	—	400,000円	400,000円

別表4 大学院の研究生、専攻生、聴講生及び委託生に係る入学考査料及び学生納付金（第42条関係）

区分	入学考査料	学生納付金	
		入学金	授業料
研究生 専攻生	20,000円	150,000円	年額 300,000円
聴講生	10,000円	100,000円	月額 20,000円
委託生	10,000円	100,000円	月額 20,000円

備考1：本学を卒業した者の研究生及び専攻生の入学金は、100,000円とする。

備考2：上記の学生納付金のほか、実習費として別途徴収することがある。

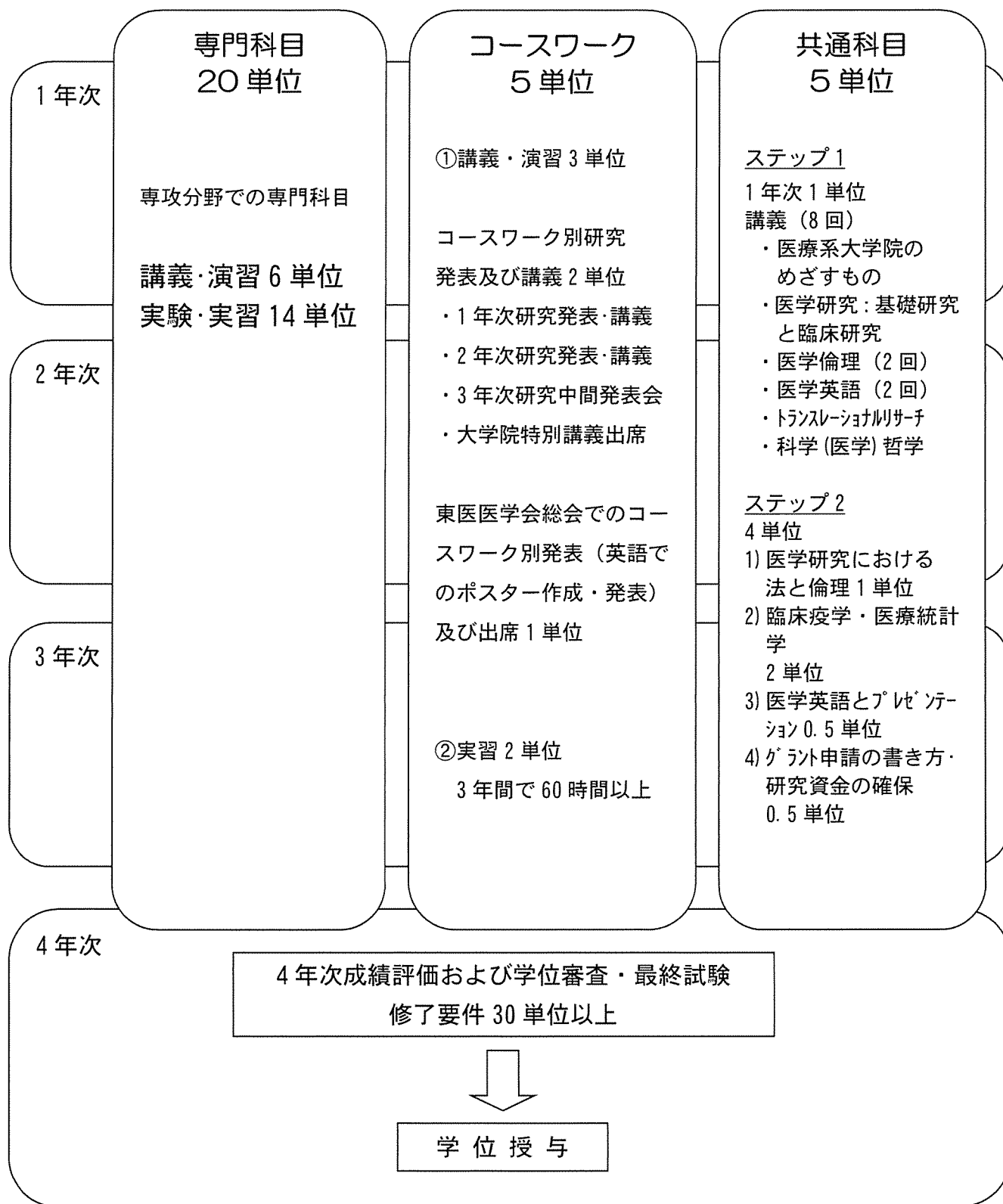
大学院医学研究科博士課程学科目および単位数

区分及び科目	必・選	単位数	学年	備考（コマ数、時間数、単位取得要件等）
専門科目		20 単位		
講義・演習（15 時間／単位）	必修	（6 単位）	1～3	○所属する講座の講義 ○45 コマ（1 コマ 90 分） ＝15 コマ／年×3 年 ＝1～2 コマ／月×12 カ月×3 年
実験・実習（30 時間／単位）	必修	（14 単位）	1～3	○所属する講座の実習 ○210 コマ（1 コマ 90 分） ＝70 コマ／年×3 年 ＝6 コマ／月×12 カ月×3 年
次世代がん治療推進専門家養成プラン	選択必修	（16 単位）	1～3	履修者のみ ※平成 26 年度次世代がん治療推進専門家養成プラン履修要項参照 ○次世代型がん低侵襲治療専門医育成コース ○総合臨床腫瘍医育成コース
コースワーク		5 単位		
講義・演習	必修	（2 単位）	1～3	○神経系、生体防御系、腫瘍系、器官系機能解析、分子・細胞機能解析、社会・情報・教育系より 1 コース選択（15 コマ／3 年） ○コースワーク別講義・演習および研究発表（3 コマ／3 年間） 3 回以上の出席、うち 2 回以上の発表 1 学年：研究課題の発表（1～2 コマ） 2 学年：研究の進捗状況（1～2 コマ） 3 学年：研究の中間発表（1～2 コマ） ○コースワーク別大学院特別講義の出席（12 コマ／3 年間）
		（1 単位）	1～3	○東医医学会総会におけるコースワーク別研究発表および出席 3 年間で 3 回以上の出席、1 回以上の発表（筆頭演者・英語でのポスター作成・発表）
実習	必修	（2 単位）	1～3	○コースワーク別実習 ○3 年間で 30 コマの実習 例）5 コマ／日×6 日
共通科目		5 単位		
ステップ 1	必修	（1 単位）	1	○原則 1 年次 ○8 コマ ・医療系大学院のめざすもの（1 コマ） ・臨床研究（1 コマ） ・医学倫理（2 コマ） ・医学英語（2 コマ） ・トランスレーショナルリサーチ（1 コマ） ・科学（医学）哲学（1 コマ）
ステップ 2		4 単位		
・医学研究における法と倫理	必修	（1 単位）	1～3	○教育要項参照 ○8 コマ
・臨床疫学・医療統計学	必修	（2 単位）	1～3	○教育要項参照 ○15 コマ
・医学英語とプレゼンテーション	必修	（0.5 単位）	1～3	○教育要項参照 ○5 コマ
・グラント申請の書き方・研究資金の確保	必修	（0.5 単位）	1～3	○教育要項参照 ○5 コマ
合計		30 単位以上		

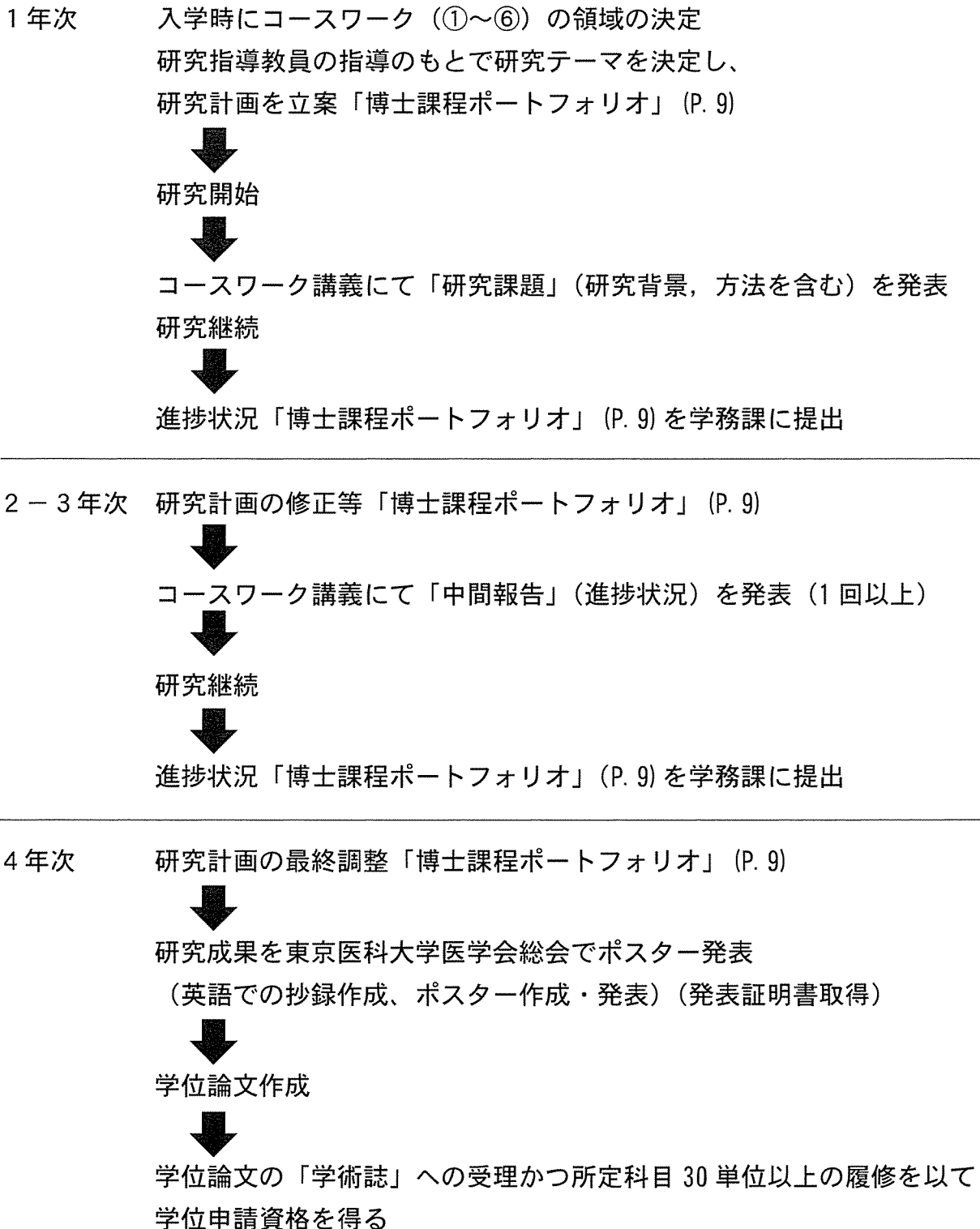
◇講義・演習 1 単位＝15～30 時間

◇実験・実習 1 単位＝30～45 時間

# 大学院医学研究科博士課程履修系統図



## 研究指導計画に基づく学位審査までの流れ



## 大学院医学研究科博士課程単位履修要項

1. 大学院学則に定めるもののほか、学則、単位数、履修の方法等については、次の各項によるものとする。
2. 学科目、単位数等は、大学院学則のとおりとする。
3. 学生は所定の期間以上在学し、大学院学則 13 条 2 項により 30 単位以上履修するものとする。
  - (1) 専門科目 20 単位以上
  - (2) コースワーク 5 単位以上
  - (3) 共通科目 5 単位
4. 学生はその在学期間中に、それぞれの専攻において定められた学科目につき、所定の単位を履修し、且つ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

申請できる博士論文は、次に掲げるものとする。

  - ※ 原著論文
  - ※ 掲載公表されたもの（未公表のものは掲載証明を要する。）
  - ※ 邦文論文の場合  
英文の抄録があり、査読のある学協会誌（学会、研究会等が刊行する学術雑誌）に掲載されたもので、論文筆頭者であるもの
  - ※ 欧文論文の場合  
査読のある定期刊行雑誌に掲載のもので、論文筆頭者であるもの。ただし、第 2 著者が第 1 著者と同等の貢献をしたと認められる論文の場合は、申請前に研究科委員会で審査するものとする。
  - (1) 所定の期間内に所定の単位を取得できない、あるいは所定の期間内に学位論文等の提出がなければ留年となる。
  - (2) ただし、4 年目に論文を投稿して 5 年目に受理されれば、所定の手続きにより 5 年目の授業料を免除することができる。
5. 専門科目を履修しようとするときは、主任教授および担当教員の許可を得なければならない。所定の期間内に 20 単位以上を取得する。専門科目では専攻した分野で専門領域を深く学ぶ。診断・治療法、手術（見学を含む）、実験技術・解析法、現地調査、剖検（見学を含む）等を実習とする。
  - 講義・演習 6 単位以上
  - 実験・実習 14 単位以上
6. コースワークを履修しようとするときは、主任教授および担当教員の許可を得なければならない。所定の期間内に 5 単位以上を取得する。

学生が幅広い知識・技術を体系的に理解・修得できるように、研究領域を単位として 6 つのコースワークを設ける。各コースワークで講義・演習および実習を行う。指導教員の指導のもと、学生は①神経系②生体防御系③腫瘍系④器官系機能解析⑤分子・細胞機能解析⑥社会・情報・教育系のいずれかのコースワークを入学時に選択する。研究の進捗状況により、専攻外のコースワークの受講も単位として

認める。各コースに所属する分野は以下のとおりである。

① 神経系コースワーク

組織・神経解剖学、薬理学、神経学、高齢総合医学、精神医学、眼科学

② 生体防御系コースワーク

微生物学、免疫学、小児科学、皮膚科学、救急災害医学、免疫制御学

③ 腫瘍系コースワーク

生化学、人体病理学、分子病理学、血液内科学、消化器内科学、放射線医学、泌尿器科学、産科婦人科学、脳神経外科学、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、医学総合研究所〔分子腫瘍研究部門〕

④ 器官系機能解析コースワーク

人体構造学、健康増進スポーツ医学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌・リウマチ・膠原病内科学、腎臓内科学、心臓血管外科学、消化器外科・移植外科学、整形外科学、口腔外科学、形成外科学、消化器内科〔茨城医療センター〕、呼吸器内科〔茨城医療センター〕

⑤ 分子・細胞機能解析コースワーク

細胞生理学、病態生理学、臨床検査医学、麻酔科学

⑥ 社会・情報・教育系コースワーク

公衆衛生学、法医学、医療の質・安全管理学、医学教育学、国際医学情報学、総合診療医学、渡航者医療学

(1) 講義・演習 3単位

学生は専攻するコースワーク別の研究発表・講義および大学院特別講義を1年次から3年次の各学年で履修し2単位を取得する。

また、東京医科大学医学会総会（コースワーク別発表）に3年間で3回以上出席し、原則として1年次に研究計画（目的・研究背景・方法を含む）、2・3年時に研究中間報：進捗状況の発表（計2回以上）を行い、1単位を取得する。英語によるポスター作成・発表を行う。本学医学会総会は毎年6月と11月の年2回開催、詳細は大学HPで確認してください。

(2) 実習 2単位

学生は専攻するコースワークにおいて所定期間内に60時間以上の実習を行い、2単位を取得する。

7. 共通科目では、所定の期間内に以下のものを履修し5単位を取得する。研究の推進に必要な事柄をステップ1（入門コース）およびステップ2（発展コース）に分けて、段階的に履修する。

(1) ステップ1 1年次履修講義8回 1単位

医療系大学院のめざすもの／医学研究：基礎研究と臨床研究／医学倫理（2回）／  
医学英語（2回）／トランスレーショナルリサーチ／科学（医学）哲学

(2) ステップ2 4単位

1) 医学研究における法と倫理（8回） 1単位

2) 臨床疫学・医療統計学（15回） 2単位



3) 医学英語とプレゼンテーション (5 回) 0.5 単位

4) グラント申請の書き方・研究資金の確保 (5 回) 0.5 単位

8. 科目履修の方法は毎学年の初めに、当該学年内に履修しようとする専門科目を、指導主任教授の指示を受け、所定の用紙 (様式 1) により研究科長に届け出なければならない。

9. 単位取得の認定は指導主任教授が行い、所定の様式 (様式 2, 3) により各学年末に研究科長に報告するものとする。

10. 授業科目の単位数は講義・演習は 1 単位 15 時間、実験・実習は 1 単位 30 時間とする。

11. 医学研究科においては 4 年以上在学し、所定の学科目を履修し、且つ学位論文審査等、最終試験に合格した者には、学位を授与する。ただし、標準修業年限は優れた研究業績を上げた者で、所定の要件を満たした場合は、3 年以上とすることができる。

12. この他については、大学院医学研究科委員会において協議決定する。

※ 社会人大学院・臨床研究系及び社会人大学院・研究系は大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例に基づき、「昼夜開講制」を導入しています。

<大学院医学研究科 HP>

<http://www.tokyo-med.ac.jp/graduate/>

※ HP では、各種お知らせ、講義変更など情報を発信いたしますので、定期的に確認するようにしてください。

東京医科大学大学院医学研究科  
医学科学務課大学院係  
〒160-8402 東京都新宿区新宿 6-1-1  
03-3351-6141 (代) 内線 227  
d-gakumu@tokyo-med.ac.jp

# 学 位 論 文 申 請

## ① 学位論文の審査について

1. 第1次審査において、医学研究科委員会構成委員の報告により申請資格等について審議する。  
論文を受理する者に対しては、審査委員推薦委員会で推薦された審査委員として主査1名及び副査2名を医学研究科委員会で決定する。
2. 審査委員会（主査1名・副査2名）は公開制とし、論文提出者の出席を求め、さらに必要があれば、参考資料の供覧、指導者の出席を求める。
3. 審査委員会終了後、主査は学位論文審査要旨（1000字以内）及び試験の結果の要旨を作成する。
4. 主査は研究科委員会において質問等に対する回答を含め論文審査要旨（1000字以内）および最終試験の結果を報告し、審議のうえ、学位を授与すべきか否かを議決する。

## ② 学位論文申請から学位授与まで

1. 月毎の締め切り：原則として第1水曜日、正午。  
その日が休日等で受け付けできない場合はその前日とします。（本学入学試験日は受付できませんので注意してください。）  
※ 受付場所：大学医学科学務課（東京都新宿区新宿6-1-1）  
※ 受付時間：平日 午前9時から午後3時まで  
土曜日 午前9時から午前11時まで（第2、4土曜日は受付できません）
2. 第1水曜日までに受け付けた申請書をもとに、第3水曜日の大学院医学研究科委員会で一次審査を行います。
3. 一次審査に合格すれば、翌月の第4水曜日に公開審査会で発表し、主査1名、副査2名の3名からなる審査委員の審査を受けることになります。
4. 審査基準は以下の通りです。  
博士論文審査基準：
  1. 学術誌（東京医科大学雑誌を含む）に投稿され、ピアレビューによる審査を経て受理された「原著論文」であること。
  2. 研究テーマの背景・目的を十分に理解し、かつ、明確に説明できること。
  3. 研究方法をよく理解し、わかりやすく説明できること。
  4. 研究結果を論理的に考察し、科学的に結論に結び付けることができること。
  5. 専攻分野・関連領域に関する十分な知識を有すること。
  6. 論理的に思考し、質疑応答に対応する能力があること。
  7. 倫理的配慮がなされていること（①研究計画の立案および遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること②学内の倫理規程や研究テーマ

に関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること)。

5. 公開審査会の翌月第3水曜日の大学院医学研究科委員会において、二次審査に合格すれば学位取得となります。

6. 学位授与は二次審査が行われた翌月第3水曜日の定例教授会の場合で行います。

毎月 第1水曜日 までに提出 (大学医学科学務課)

↓

当該月 第3水曜日 1次審査 (大学院医学研究科委員会：受理)

↓

翌月 第4水曜日 公開審査 (論文発表)

場 所：大学病院 教育研究棟 (自主自学館) 会議室 (予定)

時 間：13：30～ (予定)

↓

所要時間：30分 (発表15分間、質疑15分間)

※発表はWindows PowerPointで実施。

公開審査1週間前までにデータを提出。

翌月 第3水曜日 2次審査 (大学院医学研究科委員会：学位授与)

↓

翌月 第3水曜日 学位記授与式 (大学病院：13：30～)

※申請月により日程が変わりますので、申請者は大学医学科学務課で確認してください。

### ③ 審査手数料等

	申請手数料	予備調査料	審査料	要旨公表料	合 計
大学院生				20,000円	20,000円

※要旨公表料：論文内容の要旨および論文審査結果の要旨公表料

## 大学院医学研究科博士課程年間予定表

月	主任教授	大学院学生	事務手続き
4月	第1～3学年 履修成績報告書の提出 (医学科学務課提出)  第1～4学年 履修指示及び許可	第1～4学年 当該年度履修科目登録 ・履修届 ・履修報告書及び単位取得成績報告書のコピー ・ポートフォリオ(研究指導計画書) 医学科学務課提出 (4/12 提出期日)	教育要項の配布 履修届提出指示
5月 6月 7月 8月 9月			
10月			第4学年 科目試験受験及び履修成績報告書提出依頼
11月	第4学年 科目試験実施及び成績報告書提出	第3学年 医学会総会「ポスター発表」 発表証明書交付を受ける 第4学年 履修科目試験受験	第4学年 履修成績報告書受領
12月		第4学年 単位認定 (大学院研究科委員会)	
1月		第4学年 博士課程学位論文申請 (申請期日: 第1水曜日)	科目試験受験及び履修成績報告書提出依頼
2月		第1～3学年 履修科目試験受験	
3月		第4学年 博士課程修了	第1～3学年 報告書受領(教員より)

## ○ 加入保険

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（入学時に加入しています。）

### 1. 学生教育研究災害傷害保険普通保険

○学生教育研究災害傷害保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実・発展に寄与することを趣旨として、昭和 51 年度から始められた災害補償制度です。

※詳細は以下の URL を参照してください。<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

### 2. 学研災付帯賠償責任保険

○学生教育研究災害傷害保険加入者は、学研災付帯賠償責任保険に加入することができます。この賠償責任保険は、国内外において、学生が正課、学校行事およびその往復中で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

※詳細は以下のURLを参照してください。<http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm>

※上記の事故等が発生した場合は医学科学務課に連絡してください。

連絡先：〒160-8402 東京都新宿区新宿 6-1-1 東京医科大学医学科学務課 03-3351-6141(代)

## ○ アルバイト

### 1. アルバイト及び当直等について

- (1) 一般大学院（形態系、機能系、社会医学系、内科系、外科系）の大学院生のアルバイト等は就学に支障のないように注意してください。
- (2) 社会人大学院・臨床研究系及び研究系の学生の就業及び制限等は、勤務する病院等の就業規則を遵守してください。

## ○ 大学院医学研究科 WEB 掲示板

<http://www.tokyo-med.ac.jp/graduate/>

## ○ e 自主自学 大学院医学研究科掲示板（要ログイン）

<https://cms.tokyo-med.ac.jp/>

## ○ 各種奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金（4月中旬頃の予定）
- ・東京医科大学大学院奨学生
- ・その他の奨学金（募集があり次第）

※大学院医学研究科 WEB 掲示板に掲出しますので確認してください。

## ○ 学生メンタルサポート

### <学生相談室>

公認心理師・臨床心理士・大学カウンセラーの資格を有するカウンセラーが相談に応じます。原則として予約をしてください。個人情報や話された相談内容は秘密厳守されます。主に「対話」によって学生生活を少しでも改善してゆく場と考えてください。

学生・職員健康サポートセンター センター長 精神保健指定医 市来 真彦  
学生担当カウンセラー 辻 孝弘

〔 月～金曜  
第1・第3・第5土曜

#### 【場所】

大学キャンパス：基礎新館2階 学生相談室

病院キャンパス：教育研究棟（自主自学館）4階 学生相談室

#### 【申し込み方法】

・Eメール（大学・病院キャンパス共用）：[t-soudan@tokyo-med.ac.jp](mailto:t-soudan@tokyo-med.ac.jp)（返信に数日を要する場合があります）

・学生相談室直通電話：03-3358-4112（開室時間以外は留守番電話対応）

※ ホームページをご参照ください。

※※ お問い合わせは、学生・職員健康サポートセンター、学務課まで。

## ○ 各種奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金（4月中旬頃の予定）
- ・東京医科大学大学院奨学生
- ・その他の奨学金（募集があり次第）

※大学院医学研究科WEB掲示板に掲出しますので確認してください。

#### 問合せ先

〒160-8402 東京都新宿区新宿 6-1-1

東京医科大学医学科学務課大学院係

03-3351-6141（代）内線 227

[d-gakumu@tokyo-med.ac.jp](mailto:d-gakumu@tokyo-med.ac.jp)